

議案第48号 令和元年度習志野市一般会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出補正予算	補正前	640億0,231万2千円
	補正額	1億1,513万円
	補正後	641億1,744万2千円

- （歳出概要）
- ・ 人事課事務費
 - ・ 地域型保育整備事業
 - ・ 民間認可保育所等施設整備事業
 - ・ 幼児教育無償化対応事業
 - ・ 市営住宅維持管理事業

2 債務負担行為

（追加）

事 項	期間	限度額
J R津田沼駅南口第二自転車等駐車場取得費	2年	6億円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内

議案第49号 習志野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

「地方公務員法」及び「地方自治法」の改正に伴い、「会計年度任用職員」の給与及び費用弁償について定めるものです。

会計年度任用職員制度の給与等[※]の概要

任用形態	第1号会計年度任用職員	第2号会計年度任用職員
任期	1会計年度を超えない範囲	
再度の任用	可	
再度の格付け	あり	
支給内容	報酬(地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当に相当する額を含む。)、期末手当、通勤に係る費用弁償、旅行に係る費用弁償	給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、義務教育等教員特別手当、旅費

※ 会計年度任用職員に係る退職手当(第2号会計年度任用職員に限る。)、勤務時間、休暇等については、議案第51号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」において整理します。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第50号 習志野市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正に伴い、消防法の規定に基づく申請に係る手数料を、政令と同額に改定するものです。

項 目		改正前	改正後
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可申請手数料			
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査			
危険物の貯蔵最大数量	1万kℓ以上5万kℓ未満	158万円	159万円
	5万kℓ以上10万kℓ未満	194万円	195万円
	10万kℓ以上20万kℓ未満	226万円	227万円

(施行期日)

令和元年10月1日から施行します。

議案第51号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

「地方公務員法」及び「地方自治法」の改正により、会計年度任用職員等について規定されたことに伴い、次の条例で引用している条項番号の改正その他文言整理を行うものです。

- 1 習志野市職員定数条例
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- 3 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 4 習志野市職員の分限に関する手続および効果に関する条例
- 5 習志野市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例
- 6 習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例
- 7 習志野市職員の育児休業等に関する条例
- 8 習志野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 9 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
- 10 習志野市一般職の職員の給与に関する条例
- 11 習志野市職員の退職手当に関する条例
- 12 習志野市企業職員定数条例
- 13 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第52号 習志野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

「地方公務員法」の改正により、地方公務員の欠格事由から成年被後見人及び被保佐人が除かれることに伴い、次の条例で引用している条項番号の改正その他文言整理を行うものです。

- 1 習志野市一般職の職員の給与に関する条例
- 2 習志野市職員旅費支給条例
- 3 習志野市職員の退職手当に関する条例
- 4 習志野市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(施行期日)

令和元年12月14日から施行します。

議案第53号 習志野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

「住民基本台帳法施行令」の改正により、氏に変更があった者の請求に応じ、住民票等に「旧氏」の併記が可能となります。

このことに伴い、「旧氏」の印鑑について登録が可能となるよう改正するものです。

また、条例で引用している条項番号の改正その他文言整理を行います。

(施行期日)

令和元年11月5日から施行します。

議案第54号 習志野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」の改正により、災害援護資金の償還金の支払猶予の規定及び償還免除の理由が加えられたことに伴い、条例で引用している条項番号を改正するものです。

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第55号 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

「子ども・子育て支援法」の改正により、幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、関係条例を次のとおり一括して改正等するものです。

- 1 習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
 - (1) 幼稚園就園奨励費の補助に関する事務について、いわゆるマイナンバー法の規定により個人番号を利用することができる事務とされたことから、独自利用事務から削除します。
 - (2) マイナンバー法の規定により個人番号を利用する事務について、庁内における情報連携に係る規定を整備します。
- 2 習志野市立幼稚園保育料徴収条例・習志野市立幼稚園設置条例
 - (1) 「習志野市立幼稚園保育料徴収条例」を廃止します。
 - (2) (1)に伴い、「習志野市立幼稚園設置条例」に保育料が実質的に無償となる旨について規定し、題名を「習志野市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」とします。
- 3 次の条例の文言整理をします。
 - (1) 習志野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - (2) 習志野市立こども園の設置及び管理に関する条例
 - (3) 習志野市立保育所の設置及び管理に関する条例

(施行期日)

令和元年10月1日から施行します。

議案第56号 習志野市放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例の制定について

適正な受益者負担を確保する観点から、「習志野市使用料・手数料等の単価の積算基準」に基づき3年ごとの見直しを行い、併せて利用希望者数及び保育時間が増加する夏休み期間の8月について別に月額を設定したことにより、次のように児童育成料を改定するものです。

区分		改正前	改正後
児童1人につき月額	8月以外	8,270円	8,000円
	8月		9,390円
年間負担額		99,240円	97,390円

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第57号 習志野市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

「消防組織法」の規定による国からの通知に基づき、「違反対象物に係る公表制度」に関する規定を追加するものです。

この制度は、建物の危険性に関する情報を利用者に提供するため、消防用設備等の状況に消防法令に関する重大な違反のある防火対象物[※]について、その法令違反の内容を公表するものです。

※ 「防火対象物」とは、山林又は舟車、船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいいます。

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第58号 習志野市給水条例の一部を改正する条例の制定について

「水道法」の改正により、指定給水装置工事事業者について、指定を受けてから5年を経過したときは指定の更新が必要とされたことに伴い、次のとおり当該更新に係る手数料を定めるものです。その他文言整理を行います。

区分	改正前	改正後
指定		10,000円
指定の更新	—	10,000円

(施行期日)

令和元年10月1日から施行します。

議案第59号 習志野市霊柩自動車および葬具の設置および管理に関する条例を廃止する条例の制定について

1 廃止理由

近年の市民のライフスタイルの多様化などは、葬儀に対する意識とニーズにも影響を与え、これらに応えるため、民間の葬祭事業者も増加し、提供する商品や価格も幅広く選択可能となっております。

本市が平成5年度に加入した四市複合事務組合の葬祭事業においても、霊柩自動車や葬具について、利用しやすい料金で提供されております。

また、本年10月には馬込斎場に加え、第2斎場「しおかぜホール茜浜」が供用開始となり、葬儀を執り行う環境は更に整います。

このようなことから、本条例の所期の目的はおおむね達成されたものと判断し、本条例を廃止するものです。

2 習志野市使用料条例の改正

霊柩自動車及び葬具の使用料を削るものです。

- (1) 霊柩自動車 1回につき9,130円
- (2) 祭だん 一式8,500円

(施行期日)

令和2年4月1日から施行します。

議案第60号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
～第62号

次の者を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、意見を求めるものです。

議案番号	住 所	氏 名	任 期
第60号	習志野市袖ヶ浦	後 藤 京 子 ご とう きょう こ	3年（再任）
第61号	習志野市大久保	田久保 直 子 た く ほ なお こ	3年（再任）
第62号	習志野市実籾	土 屋 寛 敏 つち や ひろ とし	3年（再任）

議案第63号 習志野市大久保公民館・習志野市民会館等の解体に関する協定の締結について

次のとおり協定を締結するものです。

- 1 協定の目的 習志野市大久保公民館・習志野市民会館等解体工事
- 2 協定金額 3億6,443万円
- 3 協定の相手方 東京都中央区日本橋三丁目4番10号
スターツコーポレーション株式会社
東京都江戸川区中葛西三丁目37番4号
スターツCAM株式会社
- 4 工事場所 習志野市本大久保三丁目8番20号
- 5 工事期間 締結日から令和2年10月31日まで
- 6 工事概要 (1) 習志野市大久保公民館・習志野市民会館等解体工事
延べ床面積 約2,007㎡
構 造 鉄筋コンクリート造
階 数 地上3階、地下1階
(2) その他
擁壁解体工事
外構解体工事

議案第64号 工事請負契約の締結について（旧庁舎・市民課棟等解体工事）

次のとおり契約を締結するものです。

- 1 契約の目的 旧庁舎・市民課棟等解体工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 2億9,155万5,000円
- 4 契約の相手方 千葉市美浜区幕張西三丁目1番15号
株式会社 市原組
- 5 工事場所 習志野市鷺沼一丁目1番1号
- 6 工事期間 契約日の翌日から450日間
- 7 工事概要
 - (1) 旧庁舎解体工事
 - 延べ床面積 約4,970㎡
 - 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 - 階数 地上7階、塔屋3階、地下1階
 - (2) 旧市民課棟解体工事
 - 延べ床面積 約1,890㎡
 - 構造 鉄筋コンクリート造
 - 階数 地上2階、塔屋1階
 - (3) その他
 - 広場解体工事
 - 外構解体工事
 - 外構整備工事

議案第65号 工事請負契約の変更について（谷津小学校全面改築工事（給排水衛生設備工事））

平成30年第3回定例会において議決を得て、株式会社習志野工業と締結した谷津小学校全面改築工事（給排水衛生設備工事）の工事請負契約について、契約書第26条第6項の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
1億9,440万円	1億9,648万5,600円

【変更理由】

賃金等の急激な変動に対処するスライド協議によるものです。

議案第66号 PFI事業契約の変更について（大久保地区公共施設再生事業）

平成29年第1回定例会において議決を得て、習志野大久保未来プロジェクト株式会社と締結した大久保地区公共施設再生事業のPFI事業契約について、契約書第67条の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
72億3,589万2,000円	72億8,384万6,786円

【変更理由】

令和元年10月1日の消費税率改定に伴うものです。

議案第67号 PFI事業契約の変更について（習志野市学校給食センター建替事業）

平成29年第2回定例会において議決を得て、株式会社ならしのスクールランチと締結した習志野市学校給食センター建替事業のPFI事業契約について、契約書第61条及び第77条の規定に基づき、次のとおり契約金額を変更するものです。

変更前	変更後
71億8,053万5,894円	72億6,902万143円に 物価の変動及び提供給食数の変動による増減がなされた額

【変更理由】

国からの交付金の金額の決定に伴い施設整備費の一括払い分の支払額が変更となったこと及び施設整備費の分割払い分に係る金利が確定したこと並びに本年10月1日から消費税率が改定となること、併せて、物価の変動及び提供給食数の変動が生じる可能性があることから、当該変動による増減がなされた額とするものです。

議案第68号 市道の路線認定について

認定する路線は、1路線です。

認定 1路線

認定理由	路線名
四市複合事務組合事業に伴うもの	茜浜三丁目 13-072号線